

令和8年（第3回）山鹿市議会4月臨時会
目 次

第1号（4月17日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	3
3. 出席議員	3
4. 説明のため出席した者	4
5. 事務局職員出席者	4
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
7. 日程第2 会期の決定	5
8. 日程第3 議案第51号～議案第54号	6
9. 提案理由の説明	6
(1) 議案第51号（鬼塚市民部長）	6
(2) 議案第52号（鬼塚市民部長）	6
(3) 議案第53号（鬼塚市民部長）	7
(4) 議案第54号（早田市長）	7
10. 質 疑	9
11. 討 論	9
(1) 芋生よしや議員討論	9
12. 採 決	10
13. 閉 会	13

4月17日(金曜日)

令和8年（第3回）山鹿市議会4月臨時会会議録

令和8年4月17日（金曜日）午前10時開会

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第54号 教育委員会教育長の任命について

----- ○ -----

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----

出席議員（20名）

1番	工藤	彩友美
2番	北原	和智
3番	高松	佳美
4番	小林	文江
5番	古家	茂臣
6番	永田	壮弘
7番	原	芳郎
8番	隈部	賢治
9番	高橋	龍一
10番	豊田	新二郎
11番	山下	誠治
12番	古川	和博
13番	金光	一誠
14番	松見	真一

15番	小川榮二
16番	芋生よしや
17番	勢田昭一
18番	有働辰喜
19番	服部香代
20番	永田紘二

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
総務部長	功能宇治
総務部首席審議員	永田健一
市民部長	鬼塚敦夫
福祉部長	原幸徳
農林部長	園田和雄
商工観光部長	新堀竜一郎
建設部長	森賢治
教育部長	田上博之
消防本部消防長	黒田武徳
市民部次長	堀拳也
福祉部政策審議員	川上高博
建設部政策審議員	大和由奈
水道局長	豊田秀行
教育部首席教育審議員	黒木幸博
総務課長	甲木秀章
税務課長	西村誠也
福祉課長	小林正和
都市整備課長	豊田隆一郎
教育総務課長	小林政博

事務局職員出席者

議会事務局長	中村武志
書記	服部隆文
書記	竹丸泰行
書記	一法師由臣

午前10時00分 開会

○

○有働辰喜 議長

ただいまから令和8年（第3回）山鹿市議会4月臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○有働辰喜 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、永田紘二議員、
服部香代議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○有働辰喜 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間とすることに決しました。
この際、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。
本日ここに、令和8年4月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
本年は、熊本地震から10年という節目の年を迎え、改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、その教訓を将来へつないでいく決意を新たにしているところでございます。
新年度を迎え、議員の皆様並びに市民の皆様とともに、本市のさらなる発展と市民福祉の向上に向け、責任を持って市政運営に当たってまいり所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時議会において御審議いただきます議案は、人事案件1件及び専決処分の承認3件でございます。

詳細につきましては、この後御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

○

日程第3 議案第51号～議案第54号

○有働辰喜 議長

日程第3、議案第51号から議案第54号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例の一部を改正する条例）、御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容が、引用条項の移動に伴う整備及び文言の整備など多岐にわたっておりますので、その中の主な改正点について、御説明申し上げます。

改正の内容は、軽自動車税環境性能割の廃止や市民税課税所得における配当所得等の取扱いの見直しのほか、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税の減額割合の設定等に伴う所要の規定整備及び引用条項の整理を行うものです。

附則としまして、この条例は、一部の規定を除き令和8年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容は、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る都市計画税の減免割合の設定のほか、引用条項の整理を行うものです。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めております。

次に、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額並びに減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる額を改定するものです。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

議案第54号 教育委員会教育長の任命について、御説明を申し上げます。

本案は、令和8年4月1日以降、教育長が不在となっておりますので、再度、堀田浩一郎氏を本市教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

去る3月定例会で、御賛同をいただけなかったこと、極めて重く受け止めております。議会の皆様の御判断は、市民の代表としてのお考えに基づくものであり、深く敬意を表します。

この約1か月、私なりに熟慮を重ねてまいりました。その中で、堀田氏の実績や必要性について、私の思いをきちんとお伝えできていなかったこと、深く反省いたしております。

本日は、改めて、再び御提案する理由をお話しさせていただきます。

堀田氏は、山鹿市立山鹿中学校長を最後に定年退職されました。

教育長に就任後、功績の一つとしては、校長時代から全国に先駆けて取り組んだ

校務改革があり、教職員が児童生徒とふれあう時間を確保することで、不登校対策にもつなげられました。

また、誰一人取り残さない教育に取り組み、不登校やいじめに悩む子供たちの受皿として小規模特認校をつくり、児童生徒が減っている地域の活性化を同時に実現されました。

学力の面では、学び合いを基にした習熟度別の指導を徹底することで、学力の底上げに貢献されました。その結果、本市の児童生徒の学力は、県内トップクラスの水準を続けています。

いじめや問題行動に対しては、「我が子と思って接せよ」というメッセージを、常に現場に送り続けてこられました。我が子だと思えば、小さな変化にも気づける。この教育の考え方が市全体に根づいていることは、堀田氏の13年間で築き上げられた最大の財産の一つです。そして、中学生や高校生までもが自然に挨拶を交わすまちの姿は、映画「骨なし灯籠」でも描かれています。これは山鹿市の大きな誇りです。

こうした堀田氏の実績は、私の公約である「共に学び、つながり、支えあう教育の実現」の理念と一致をしております。

在任が長期にわたることへの御批判があることは、私の耳にも入っております。その御指摘も、しっかりと受け止めております。

堀田氏におかれましても、3月定例会での議会からの意思表示を踏まえ、これまで以上に真摯な対応と誠実な職務執行に努めていただけるものと期待をしております。

山鹿の未来を担う子供たちのために、堀田氏が最もふさわしいという確信を持って、再度御提案をいたします。

なお、次のページに略歴を記載しております。

御参照の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで議案審議のため、しばらく休憩いたします。

議員の皆様は、第1・第2会議室へお集まりください。

午前10時11分 休憩

○

午前10時45分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております全案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております全案件は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論の通告があつておりますので、発言を許します。芋生よしや議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、ただいま提案されました議案第53号 山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論を行います。

今回、子ども・子育て支援金の支援法に伴い、前回ありましたように、介護保険なども引上げとなります。今回、国保税の限度額を引き上げるということですが、ただでさえ、国民健康保険税は大変負担の重いものとなっております。これまでも国民健康保険税の負担はもう限界に来ているということを述べておりました。子ども・子育て支援というのはとても大事な支援ですが、それを国民健康保険の世帯などに、その税負担分を押しつけるというのは大変重いものとなります。

よって、この限度額引上げに対して反対といたします。

以上です。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第54号 教育委員会教育長の任命について、採決を行います。この採決には、会議規則第71条第1項の規定により、永田紘二議員、勢田昭一議員から無記名投票による要求と、原芳郎議員、金光一誠議員、山下誠治議員、永田壮弘議員、豊田新二郎議員、小林文江議員、松見真一議員、古川和博議員から記名投票による要求が同時にあります。

よって、いずれの方法によるかを会議規則第71条第2項の規定により、無記名投

票をもって採決いたします。

まず、本案を記名投票によって決することについて採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○有働辰喜 議長

ただいまの出席議員数は、議長を除き19名であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○有働辰喜 議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票点検]

○有働辰喜 議長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。記名投票とすることに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載の上、職員の点呼に応じて、議長席に向かって右側から登壇し、順次投票した後、左側から降壇を願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票については、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

[職員点呼・議員投票]

○

1番	工藤	彩友美	2番	北原	和智
3番	高松	佳美	4番	小林	文江
5番	古家	茂臣	6番	永田	壮拓
7番	原	芳郎	8番	隈部	賢治
9番	高橋	龍一	10番	豊田	新二郎
11番	山下	誠治	12番	古川	和博
13番	金光	一誠	14番	松見	真一
15番	小川	榮二	16番	芋生	よしや
17番	勢田	昭一	19番	服部	香代



○有働辰喜 議長

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開放]

○有働辰喜 議長

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に16番芋生よしや議員及び2番北原和智議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○有働辰喜 議長

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち賛成10票、反対9票、以上のおおり、賛成が多数であります。よって、本件を記名投票とすることは可決されました。

それでは、議案第54号 教育委員会教育長の任命について、原案のおおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は同意することに決しました。



[記名投票の結果]

(賛成13人)

工藤彩友美	高松 佳美	小林 文江	永田 壮拓	原 芳郎
隈部 賢治	豊田新二郎	山下 誠治	古川 和博	金光 一誠
松見 真一	小川 榮二	服部 香代		

(反対6人)

北原 和智	古家 茂臣	高橋 龍一	芋生よしや	勢田 昭一
永田 紘二				

○

閉 会

○有働辰喜 議長

これをおもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
よって、令和8年（第3回）山鹿市議会4月臨時会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 有働辰喜

山鹿市議会議員 永田紘二

山鹿市議会議員 服部香代